

平成20年度 東京都の施策及び予算に関する要望（概要）

	事項	内容
1	治安対策の強化	区民の不安を払拭し、安全・安心まちづくりを推進するために、今後とも、特別区や地域住民との連携のもと、多角的な治安回復への取り組みを強力に進めていくこと。 また、防犯設備の整備・維持管理、防犯パトロール等、特別区が取り組む安全・安心まちづくり施策への財政支援を拡充すること。
2	中小企業対策の充実	①中小企業者に対し、生産設備の改善等に対する助成制度や人材育成・インターンシップ受入に対する助成制度を更に充実させること。 ②責任共有制度の導入については、金融機関への適切な要請を行うとともに、新銀行東京により支援策を確保すること。 ③産業支援拠点の再編については、支援を後退をさせないこと。
3	特別区都市計画交付金の拡充	①都市計画税を原資として、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分とすること。 ②交付対象事業や、面積要件など限定基準を設けることなく、全都市計画事業を交付対象とすること。 ③交付率の撤廃や、実績と乖離して算定されている工事単価を引き上げるなど、適切な改善を図ること。
4	ホームレス自立支援策の充実	①ホームレス個々の需要に見合った実効性ある就労対策について更なる充実を図ること。 ②路上生活者対策事業に係る施設整備を促進するため、都有地等を提供すること。また、自立支援センター退所者及びホームレス地域生活移行支援事業終了者等に対する都営住宅の供給戸数を拡大するなど、住宅対策を強化すること。 ③ホームレスの都市部への集中化について、他県と連携を図るなど広域的、総合的な対策を講じること。 ④居住地不定者に係る生活保護費について、3ヶ月は都費負担となるが、その後は区費負担となるため、実態を踏まえた見直しを行い、都が負担する期間を相当期間延長すること。また、介護サービス給付に係る財政負担の緩和措置を講じること。
5	高齢者福祉の充実	①認知症グループホーム、ケアハウス等中間型施設の整備に対する補助制度の更なる充実を図ること。 ②高齢者施設の用地費及び整備費補助について、地域の実情に応じた都独自の補助制度の充実を図ること。
6	【新規】 後期高齢者に対する健診事業への支援	疾病リスクの高い後期高齢者を国民全体で支えるという制度の趣旨を踏まえ、後期高齢者の健康診査に対して必要な財政措置を講じるとともに、国に対しても財政支援を働きかけること。
7	都営交通等の整備促進	都営交通網等の整備促進に向け、整備予定路線の早期実現と、都営バス路線の改廃等は、地域住民の要望を十分配慮して対応すること。

平成20年度 東京都の施策及び予算に関する要望（概要）

	事項	内容
8	都市計画道路の整備促進	都市機能を向上させ、活力あるまちづくりを推進するため、都施行の都市計画道路の整備促進と連続立体交差事業の促進を図ること。また、広域行政を行う立場として、区が連続立体交差事業を施行する場合の役割分担等のルール作りを特別区との協議により定めること。
9	放置自転車等対策の推進	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進を図るため、都が管理する道路内への自転車駐車場整備促進や自動二輪車や原付の放置に対する取締りの強化、区の放置自転車対策の取り組みに対して積極的に協力すること。
10	震災対策の推進	①帰宅困難者への対応として、避難・休息施設を確保するなどの推進を図ること。 ②エレベーターの閉じ込め対策やライフラインの確保等、高層住宅の防災対策を推進すること。 ③被害認定を迅速に行えるよう、緊急災害時における被害調査の簡素、標準化を図り、統一的な被害認定運用基準を策定すること。 ④液状化現象について、調査研究及びその結果を踏まえた対策を実施すること。
11	水害対策の推進	①治水安全度の向上を図るため、下水道施設の処理能力の増強等を一層推進すること。 ②「新・雨水整備クイックプラン」による雨水対策事業、を早期に実現すること。 ③護岸改修等の治水対策を一層推進すること。 ④スーパー堤防事業を早期に実現すること。 ⑤高潮による浸水想定区域図を作成すること。
12	緑化対策の推進	特別区における樹林地の保全及び緑地の回復を図るため、固定資産税及び都市計画税の減免要綱に定める減免資産要件の緩和と樹木の維持経費に相当する税の優遇措置を講じること。
13	【新規】 電線類地中化の推進	都は特別区全域で電線類の地中化を推進するとともに、区が行う場合の、技術的、財政的な支援制度を創設すること。
14	【新規】 地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進	①地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の総合的な対策を推進すること。 ②特別区が地球温暖化対策推進法の基づく地域推進計画を円滑に策定し対策に取り組めるよう、関係機関が持つ各種データ類等の情報提供が行われる制度の整備など、十分な支援策を講じることについて国に働きかけること。